

介護保険施設等における居住費の負担限度額が 令和6年8月1日から変わります

★施設における食費・居住費（滞在費）の負担額

短期入所サービス、施設サービスの居住費（滞在費）や食費は、利用する人の負担となります。

負担額は施設により異なり、世帯に市民税を課税されている人がいる場合、または負担限度額制度の対象とならない場合は右表の金額が目安となります。

※（ ）内は介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額となります。

種類	1日あたりの 居住費(滞在費)	1日あたりの 食費
ユニット型個室	2,066 円	1,445 円
ユニット型個室の多床室 従来型個室	1,728 円 (1,231 円)	
多床室	437 円 (915 円)	

★負担限度額制度

施設における食費・居住費（滞在費）の負担額について、近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、令和6年8月から、**居住費の負担額が60円（日額）引き上がります。**

対 象 者		居住費（滞在費）の上限額（1日あたり）			食費の上限額（1日あたり）	
		ユニット型 個室	・ユニット型 個室の多床室 ・従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者	880 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円	300 円
第2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 ＋その他の合計所得金額（前頁※2）が 年額 80 万円以下	880 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円	600 円
第3 段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 ＋その他の合計所得金額が 年額 80 万円超 120 万円以下	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円	1,000 円
第3 段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 ＋その他の合計所得金額が 年額 120 万円超	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円	1,300 円

※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護が対象です。

※（ ）内は介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額となります。

※ 年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

ご注意ください



上記対象者でも、次のうちいずれかを満たす人は、低所得者として認められません。

●**預貯金等が以下の基準額を超える場合**（不正があった場合はペナルティ(加算金)を設けます。）

- ・第1段階及び65歳未満の方：預貯金等の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）
- ・第2段階の方：預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）
- ・第3段階①の方：預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）
- ・第3段階②の方：預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）

●**世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている場合**